

令和5年度（2023年度）財政援助団体等監査結果に係る注意事項の公表

令和5年（2023年）10月30日から令和6年（2024年）1月31日までの間に実施した財政援助団体等監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが、早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和6年（2024年）3月4日

熊本県監査委員事務局

① 補助金等交付団体

事 項	内 容	課題数
補助金の事務処理	授業料減免補助金について、補助金実績報告後に減免に伴う生徒への還付を行っている。	1
経理規程の不備	経理規程が学校法人会計基準に対応したものとなっていない。	1
規程の遵守	収納した現金がそのまま支払に充当されている。	1
規程と運用実態の不整合	補助金申請等について、取扱規程に基づく稟議書を作成していない。	1
	小口現金について、経理規程等に基づく取扱いが行われていない。	1

② 出資団体

事 項	内 容	課題数
文書管理	前回監査時の課題と同様、各起案文書に保存年限の記載がなされず、保存年限の異なる文書が一つの簿冊に管理されている。	1
勤怠管理	職員の出退勤時刻を記録していない。	2
会計基準の遵守	前回監査時の課題と同様、期末時点で発生している賞与の将来支給額について、賞与引当金を計上していない。	1
	前回監査時の課題と同様、期末時点で1年以内に返済が予定されている長期借入金について、流動負債として計上していない。	1
	前回監査時の課題と同様、維持管理引当金の計上基準に関して、重要な会計方針として財務諸表の注記に記載していない。	1

③ 公の施設の管理者

事 項	内 容	課題数
管理業務の再委託	管理業務について、県の承諾を得ることなく再委託が行われている。	1